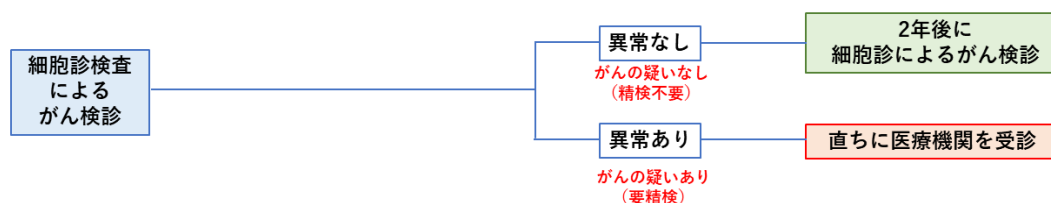


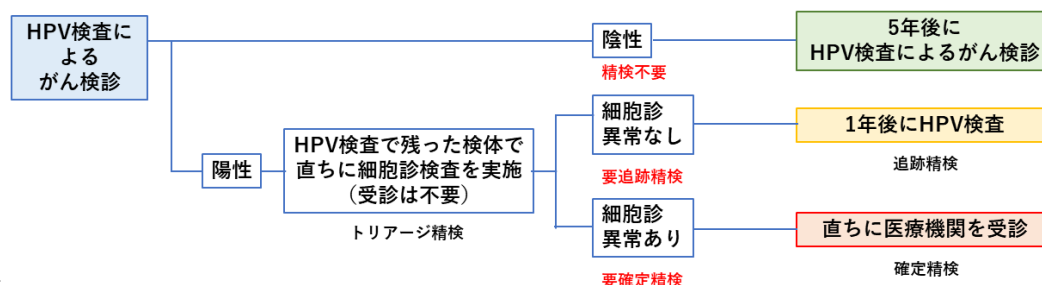


子宮頸がん検診（対策型）として一部の市区町村で HPV 検査単独法が開始されています

市区町村が行う子宮頸がん検診（対策型）は、「20 歳以上の女性を対象に、2 年に 1 回細胞診を行うこと」が推奨されていましたが、令和 6 年 4 月より HPV 検査単独法が追加されており、横浜市など一部の市区町村で開始されています。



なお、HPV 検査単独法の対象年齢は 30 歳～60 歳で、20～29 才、61 才以上は従来の頸部細胞診検査が行われます。



* どちらも検診受診時の手順は同じです。

HPV 検査が陰性の場合、検診間隔が 5 年ごとになるため受診者の負担軽減が期待されています。なお、HPV 検査が陽性の場合、残った検体で細胞診検査を行い（トリアージ精検）、異常があれば直ちに医療機関を受診（確定精検）する必要があります。また HPV 検査陽性で細胞診に異常がない場合は、1 年後の HPV 検査（追跡精検）が必要となるため、受診者に加えて市区町村など実施主体が次の受診機会を正確に把握し受診勧奨する必要があります。横浜市では子宮頸がん検診運営委員会が設置され運営しています。

HPV 検査単独法は効率的で有効な検査方法として注目されていますが、他の婦人科疾患に関する相談や検査の機会が減少するため、病気の診断が遅れてしまうことも懸念されています。不正出血など自覚症状がある方は、迷わず医療機関を受診してください。

HPV 検査単独法について、分かりやすく解説されたホームページがいくつもあります。さらに詳しいことをお知りになりたい方は、下記をご参照ください。

出典：

「国立がん研究センターがん情報サービス」

https://ganjoho.jp/public/pre_scr/screening/cervix_uteri.html



医療法人社団 相和会